



資産等報告公表

政治倫理審査会が意見書提出

町長や議員などの資産等報告を受けて福智町政治倫理条例に基づく審査が行われ、8月24日に審査会の森本潤子会長が黒土町長に意見書を提出しました。その内容と資産等報告の状況をお知らせします。

資産等報告書の提出・記載状況

1 福智町政治倫理条例(以下「条例」)第4条第1項の規定により、資産等報告書の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長(以下「町長等」)の3人及び町議会議員(以下「議員」)18人の計21人は、1月1日現在の内容を記載した資産等報告書を町長等は町長に、議員は議長に5月31日までに提出した。

2 町長等の配偶者及び扶養又は同居の親族(以下「配偶者等」)5人及び議員の配偶者等22人、計27人の資産等報告書も期限までに提出された。

資産等報告書の提出者

総計48人(令和8年6月15日現在)

1 提出義務者(町長等3人・議員18人・計21人)

2 配偶者(町長等の配偶者3人・議員の配偶者14人・計17人)

3 扶養または同居の親族(町長等の扶養または同居の親族2人・議員の扶養または同居の親族8人・計10人)

審査方法

1 資産等報告書に記載された内容と証明書類が合致しているか、証明書類と照らし合わせ確認した。

2 各項目における前年との違いを明確にするため、報告書記載内容の一覧表を作成し昨年度との比較審査を行った。

3 資産等報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等については当該報告

告義務者に照会し回答を求めた。

審査結果

記載漏れ等については修正を行ってもらい、審査を行った結果、最終的に虚偽の報告及び調査に協力が得られなかった事例は無かった。

指摘事項

1 資産等報告書の記載事項について記載漏れや修正箇所が多数ある報告者がいることから、記載内容については間違いないように努めてもらいたい。また、報告書の記載にあたっては、政治倫理条例施行規則(以下「規則」)第4条の申告書記入方法に従い、税資料等を参考に審査が容易に行えるよう、順序を揃え、誰が見てもわかるような報告書の記入をお願いしたい。

2 資産等報告書における資産の報告について、規則第4条第1項第1号に「50万円未満の資産は記入不要」である旨が定められているため、報告の簡素化に努めてもらいたい。本規定は、条例第5条第1号に列記されるアからサまでの各資産において合計が50万円以上となる場合については、当該資産において合計が50万円未満の事項もすべて記入を要する点に注意された(ただし、「不動産」、「貸付金及び借入金」及び「保証債務」については各列記の規定により、1件(同一人)につき50万円以上の事項のみを記入すればよい)。

むすび

1 最終的に虚偽の報告及び調査に協力が得られなかった事例は無かった。当審査会の多岐にわたる照会に対して迅速に回答していただいた報告義務者各位に感謝申し上げます。

2 提出義務者は、行政や議会の透明性と公平性を確保し、町民の信頼を高めるためにも指摘事項に留意し、審査において重要な資料となる各種証明書類の添付により、引き続き正確な記載の努力をされたい。

3 ここ数年の指摘事項として、預貯金を証明する書類については、通帳の写しではなく金融機関発行の残高証明書の添付を求めているところであるが、本年度においても残高証明書が適正に添付されており、引き続き、次年度以降も証明書の添付をお願いしたい。

4 資産等報告書は、町民であれば町役場で閲覧が可能であるが、閲覧者数は極めて少ない状況である。当審査会は、より多くの人に報告書を見ていただくため、町広報紙等により報告書の閲覧を促すよう掲載を求める。

福智町内の70歳以上の皆さまへ

福智町敬老祝い金

2,000円

+

福智町物価高騰対応
高齢者支援給付金

8,000円

あわせて **10,000円**を支給します

福智町独自の物価高騰対応施策として「敬老祝い金」と「高齢者支援給付金」、合計で10,000円を支給いたします。

対象となるかた

【次の両方を満たすかた】

- ▶ 70歳以上のかた
(昭和32年4月1日までに生まれたかた)
- ▶ 令和8年9月1日時点で、
福智町に3か月以上住所を有するかた

▶ 対象者の皆さまには10月から通知を順次送付しますので、詳細は通知文書をご確認ください。

前回と変更のないかた

- ▶ 昨年度の「敬老祝い金」を受け取ったかたで通知書に記載の口座を受取口座とするかた

申請の必要はありません



振り込み

- ▶ 令和8年10月23日(金)に受取口座へ振り込まれる予定です

振込先口座の登録がないかた

- ▶ 今年度に70歳になったかた
- ▶ 6月以前に転入したかた
- ▶ 振込先口座に変更があるかた

申請が必要です

申請方法

- ▶ 「敬老祝い金申請書(新規・変更)」と「本人確認書類」、「通帳」か「キャッシュカード」、「認印」を役場1階「敬老祝い金受付窓口」に持参して申請。
 - ▶ または「町公式LINE」から申請。
- ※ 「敬老祝い金申請書(変更)」の書類は、役場窓口で準備しています。

申請受付・振り込み

- ▶ 申請受付期限
令和9年2月26日(金)
 - ▶ 初回振込
令和8年10月23日(金)
- 以降、毎月10日、25日に順次振込(申請書提出から1か月程度)
- ※ 振込日が土曜・日曜・祝祭日の場合は、その前日にお振り込み。

☎ 福智町役場 福祉課 高齢者支援係「敬老祝い金専用コールセンター」 ☎ 0947-77-1080